

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

市内部に以下の委員会等を設置して会議を開催し、別府市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んできた。

そのほか、地域住民の理解・協力を得るために、住民説明会や商店街との意見交換会を実施。

(1)基本計画策定委員会

基本計画の策定について審議を行うため、別府商工会議所、地元商業者代表、関係行政機関、学識経験者などからなる「基本計画策定委員会」を平成18年10月6日に設置し、計7回の会議を開催。計画書について市長に答申を行った。

別府市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員名簿

種別	所属等
学識経験者	大分大学教授
	立命館アジア太平洋大学助教授
市議会代表	別府市議会観光経済委員長
商工観光等 関係者代表	別府商工会議所専務理事
	別府市観光協会専務理事
	別府商店街連合会専務理事
	別府商工会議所青年部会長
	別府銀座商店街振興組合理事長
	大分県観光連絡会会長
住民等代表	別府市都市計画審議会委員
	自治委員会連合会会長
	九州旅客鉄道(株)別府駅駅長
	亀の井バス(株)取締役社長
	NPO法人別府八湯トラスト代表理事
	別府市消費生活モニター代表
行政機関代表	大分県商業・サービス業振興課長
	大分県都市計画課長
	別府市企画部長
	別府市建設部長
	別府市観光経済部長

[基本計画策定委員会開催経過及び議事概要]

第1回会議 平成18年10月6日

- ・ 中心市街地活性化基本計画について
- ・ 計画策定に係る推進体制について
- ・ 策定スケジュール及び今後の取組み
- ・ 中心市街地の区域について

第2回会議 平成18年11月21日

- ・ まちづくりの経過及び今後の方針
- ・ 活性化のための方策（行政の事業計画）
- ・ 別府市中心市街地の位置及び区域の検討

先進地視察 平成18年11月29日

- ・ 鳥栖アウトレットモール及び久留米市商店街

第3回会議 平成19年1月9日

- ・ 民間事業計画について
- ・ 基本計画のコンセプト
- ・ 中心市街地の位置及び区域について

第4回会議 平成19年1月29日

- ・ 活性化協議会設置準備会からの中間報告
 - ①策定委員会の意見に対する回答
 - ②提案事業について
 - ③中間報告書について
- ・ 別府市中心市街地活性化基本計画素案
 - ①別府市が目指すまちづくり
 - ②活性化のための戦略

第5回会議 平成19年2月19日

- ・ 活性化協議会設置準備会からの回答
- ・ 基本計画の素案
- ・ 各協議概要の報告
- ・ 行政の計画

第6回会議 平成19年3月16日

- ・ 活性化協議会設置準備会からの報告
- ・ 基本計画答申案について

第7回会議 平成19年3月30日

- ・ 基本計画書について
- ・ 市長への答申について

別府市長へ答申 平成19年3月30日

(2) 市内推進協議会

市内の連絡調整組織として「市内推進協議会」を平成18年8月22日に発足。
策定後は、行政事業の進行管理を行い、民間事業との総合的かつ一体的な実施について、別府市中心市街地活性化協議会と連携していく。

別府市中心市街地活性化基本計画市内推進協議会委員名簿

役職	所属
会長	観光経済部長
副会長	企画部長
	建設部長
委員	総務部次長兼財産活用課長
	企画部次長兼政策推進課長
	企画部次長兼広報広聴課長
	観光経済部観光まちづくり室長
	観光経済部温泉振興室長
	観光経済部国際交流課長
	生活環境部環境安全課長
	福祉保健部障害福祉課長
	福祉保健部児童家庭課長
	福祉保健部老人福祉課長
	建設部次長兼土木課長
	建設部都市計画課長
	建設部公園緑地課長
	建設部次長兼建築住宅課長
	建設部下水道課長
	教育委員会教育次長兼教育総務課長
教育委員会学校教育課長	
教育委員会生涯学習課長	

[市内推進協議会開催経過]

- 第1回会議 平成18年8月22日
- ・基本計画策定に向けての取組み
 - ①法改正のポイント
 - ②基本計画の内容
 - ・事業スキーム及び各委員会等の位置付け
- 第2回会議 平成19年1月22日
- ・中心市街地のエリア
 - ・基本計画のコンセプト
 - ・行政の計画について
- 第3回会議 平成19年2月15日
- ・各協議概要の報告
- 第4回会議 平成19年3月1日
- ・行政に対する意見、要望等

(3) 住民説明会の実施

市内各所で実施した「市長と語る会」のなかで、中心市街地活性化に係る説明会を同時開催。別府市の中心市街地の現況と課題を説明するとともに、活性化の必要性の共有認識を図った。

平成 19 年 1 月 16 日～2 月 23 日（17 回開催）

(4) 各種団体との意見交換会の実施

・ 商店街との意見交換会

中心市街地の商店街（楠、銀座、やよい、駅前通り、海門寺）及び通り会（西法寺、流川）の関係者と商工会議所の担当者を交えた意見交換会を開催。ユニバーサルデザイントイレを備えたポケットパークの整備要望等が出されるとともに、商店街の取組みとして間口改良事業の実施等が発案され、基本計画事業に反映させた。そのほか、観光関係者や料飲関係者との共同イベントの実施についても検討、一体的に取り組むことを確認し、事業実施に向けた話し合いを継続中である。

：平成 19 年 3 月 9 日～平成 19 年 11 月 29 日（5 回開催）

・ 商店街、北浜振興会、料飲組合との意見交換会 平成 19 年 4 月 12 日

商店街との意見交換会を踏まえ、さらに活性化の輪を拡げ結束を固めるべく、ホテル・旅館関係者で組織する北浜振興会及び料飲組合との意見交換会を開催。中心市街地内宿泊客の商店街・料飲街への誘引、回遊性について意見を交えた。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会設置準備会

中心市街地活性化協議会設立に向けた準備会を平成18年10月30日に設立。

民間の事業計画についての協議を実施。また、別府市が組織する「別府市中心市街地活性化基本計画策定委員会」に民間事業計画を報告するとともに、策定委員会からの計画素案について答申を行い、連携を図った。

協議にあたっては、全体会のほか必要に応じて法定会員、ワーキンググループ等で密度の濃い協議を実施。

[会議開催経過等]

○設置準備会会議概要等

第1回会議（設置準備会設立総会） 平成18年10月30日

- ・改正中活法研修会
- ・協議会規約について
- ・会長選任について
- ・別府市の策定委員会について

第2回会議 平成18年11月16日

- ・中心市街地活性化に係る研修会
- ・準備会スケジュールについて
- ・別府市の活性化コンセプトについて
- ・民間プランのプレゼンテーション

第3回会議 平成18年12月6日

- ・規約の一部改正について
- ・副会長、監事の選任について
- ・民間プランのプレゼンテーション

第4回会議 平成18年12月15日

- ・民間プランのプレゼンテーション

別府市長への中間報告 平成19年1月26日

策定委員会への意見 平成19年2月15日

策定委員会への報告 平成19年3月15日

第5回会議 平成19年5月11日

- ・民間プランのプレゼンテーション
- ・民間事業プラン最終報告（案）について
- ・今後のスケジュールについて

別府市長への最終報告 平成19年5月15日

○法定会員(法第15条第1項、第4項、第5項)会議

第1回会議 平成18年12月15日

- ・別府市への提案プランの検討

第2回会議 平成19年1月25日

- ・別府市への中間報告(案)について

第3回会議 平成19年2月14日

- ・ワーキンググループ会議の経過報告
- ・策定委員会の計画素案について

第4回会議 平成19年3月12日

- ・ワーキンググループ会議の経過報告
- ・民間プランのプレゼンテーション
- ・活性化協議会設置に向けて

○ワーキンググループ(民間事業検討)会議

第1回会議 平成19年1月10日

- ・コンセプト、テーマの選定
- ・事業提案選定

第2回会議 平成19年1月17日

- ・事業提案者との個別協議
- ・法定会員会議への事業提案協議

第3回会議 平成19年1月23日

- ・法定会員会議への事業提案まとめ

第4回会議 平成19年2月7日

- ・事業提案者との個別協議
- ・策定委員会からの意見協議

第5回会議 平成19年2月23日

- ・事業計画取りまとめ協議
- ・協議会の設置について

第6回会議 平成19年2月26日

- ・民間計画個別協議
- ・事業計画取りまとめの確認

○その他

事務局主導で各商店街との意見交換会を実施したほか各事業提案者と個別ヒアリングを実施し、全体会議の円滑化を図った。また、準備会設立前には商工会議所主催による「まちづくり3法説明会」を開催(平成18年9月11日)。行政や商店街、まちづくり関係者約100名が、九州経済産業局及び大分県の担当者の説明を受けた。

(2) 中心市街地活性化協議会

特定非営利活動法人別府八湯トラストが平成19年5月16日に別府市中心市街地整備推進機構の指定を受けたことを受け、平成19年6月8日に別府商工会議所とともに正式に中心市街地活性化協議会を設立。中心市街地活性化を推進するための法的な組織体制が整った。協議会では、必要に応じてワーキンググループを組織し、具体的な事業実施や事業進捗の検証を実施することとする。

別府市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、別府市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を大分県別府市内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）にもとづき別府市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項、その他中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(公表の方法)

第4条 協議会の公告は、事務所内の掲示および別府市の広報への掲載の他、協議会のホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行う。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 別府市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画への意見提出および実施に関する協議
- (2) 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- (3) 中心市街地の活性化に関する調査研究
- (4) 中心市街地の活性化に関する研修会等の開催
- (5) 協議会会員及び地域向けの情報発信
- (6) 中心市街地活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地活性化に関すること

第2章 会員等

(会員等)

第6条 協議会は、次のものにより構成される。

- (1) 会員

ア 法第15条第1項および第4項、第5項の規定に該当するもの

(2) 準会員

ア 法第15条第7項、第8項の規定に該当するもの

イ その他別府市内において中心市街地の活性化に関する活動および事業を行う者で、協議会の目的に賛同したもの

(入会)

第7条 会員、準会員として入会しようとする者は、文書をもって会長に申し込み、総会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員、準会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人とその他必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会議

(総会)

第12条 協議会は、総会を開催し活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出、会員・準会員の入会ほかを審議する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 会長に事故あるとき又は欠員のときは、副会長が議長となる

6 会長及び副会長に事故あるとき又は欠員のときは、出席者の互選により議長を定める。

7 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第13条 協議会の目的を達成するために、協議会にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、随時、活動状況を協議会に報告する。

3 ワーキンググループの構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャー)

第14条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

第5章 会計

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第16条 協議会の収入は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第6章 解散

(解散)

第17条 総会の議決にもとづいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

附則

1 この規約は、平成19年6月8日から施行する。

2 協議会設立時の役員任期は、平成21年3月31日までとする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が副会長並びに法第15条第1項に該当する会員に諮って定める。

別府市中心市街地活性化協議会構成員

法第 15 条		所 属
会 員	第 1 項	中心市街地整備推進機構（NPO 法人別府八湯トラスト代表理事） 別府商工会議所会頭
	第 4 項・第 5 項	別府大学助教授
		別府溝部学園短期大学教授
		立命館アジア太平洋大学教授
		大分大学副学長
		(株)本多産建総務部長
		九州旅客鉄道(株)別府駅駅長
		亀の井バス(株)社長
		地域住民（地権者）
		地域住民（地権者）
		別府市地域婦人団体連合会会長
		西法寺通り会会長
		別府やよい商店街振興組合理事長
		別府銀座商店街振興組合理事長
		別府駅前通り商店街振興組合理事長
		流川通り会会長
		北浜振興会（北浜旅館街）
		トキハ別府店店長
		マルシヨク流川店店長
		ゆめタウン別府（(株)イズミ開発渉外部長）
		大分大学福祉科学研究センター教授
	NPO 法人 BEPPU PROJECT 代表理事	
	海門寺通り商店街会長	
	別府市 O N S E N ツーリズム部商工課長	
	別府市建設部都市政策課長	
	準会 員	第 7 項
第 8 項		(社)大分県建築士会別府支部常議員
		(株)地域科学研究所社長
		(社)別府市医師会会長
		別府 O N S E N 治療法研究会会長
		NPO 法人自立支援センターおおいた理事長
		別府警察署生活安全課長
		べっぷ未来塾
		自治委員北地区支部長
		別府市老人クラブ連合会事務局長
		大分合同新聞社別府支社営業部長
		今日新聞社会長
		CTBメディア(株)営業課長
		別府商工会議所女性会副会長
		別府商工会議所青年部会長
		別府商工会議所青年部直前会長
		別府青年会議所理事長
		別府青年会議所シニア
		別府市金融懇話会会長
		大分みらい信用金庫営業推進部
		日本政策投資銀行大分事務所所長
		別府料飲協同組合理事長
		別府市旅館ホテル組合連合会青年部
		(社)別府市観光協会
		別府観光産業経営研究会副幹事

○活性化協議会開催経過

第1回会議（設立総会） 平成19年6月8日

- ・準備会事業及び決算報告について
- ・協議会会員（案）及び規約（案）について
- ・役員選任について
- ・協議会事業計画（案）及び収支予算（案）について

第2回総会 平成19年9月20日

- ・規約改正について
- ・別府市中心市街地活性化基本計画案について

「商業の活性化及び福祉のまちおこし調査研究事業」実施

- ・平成19年10月5日～平成20年3月31日

「中心市街地活性化国際シンポジウム」実施

- ・平成19年10月27日・28日

第3回総会 平成19年11月12日

- ・別府市中心市街地活性化基本計画案に対する意見書について
- ・補正予算案について

別府市長に意見書提出 平成19年11月13日

歩行者通行量調査参加

- ・平成19年11月18日及び12月16日

協議会設置者会議 平成20年1月18日

- ・基本計画の申請状況について
- ・次年度予算について

基本計画答申案協議 平成20年3月31日

- ・基本計画案修正に伴う意見書の協議

平成20年度第1回総会 平成20年4月14日

- ・中心市街地活性化基本計画案に対する意見書について
- ・平成19年度事業及び決算報告について
- ・平成20年度会員（案）について
- ・役員選任について
- ・平成20年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

別府市長に意見書提出 平成20年4月14日

意見書骨子

基本計画（案）の3つの活性化目標は、中心市街地の活性化に向け既存の温泉資源や歴史、文化を最大限に活かしつつ、新たな文化を育みながら商業、観光の活性化に結び付けていく基本方針と合致し、それぞれに目標とする数値や具体的に取り組む事業が明示されていることから、中心市街地活性化に大きく寄与するものとして、概ね妥当である。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

1) 統計的なデータの客観的把握・分析

1～41 ページに記載。

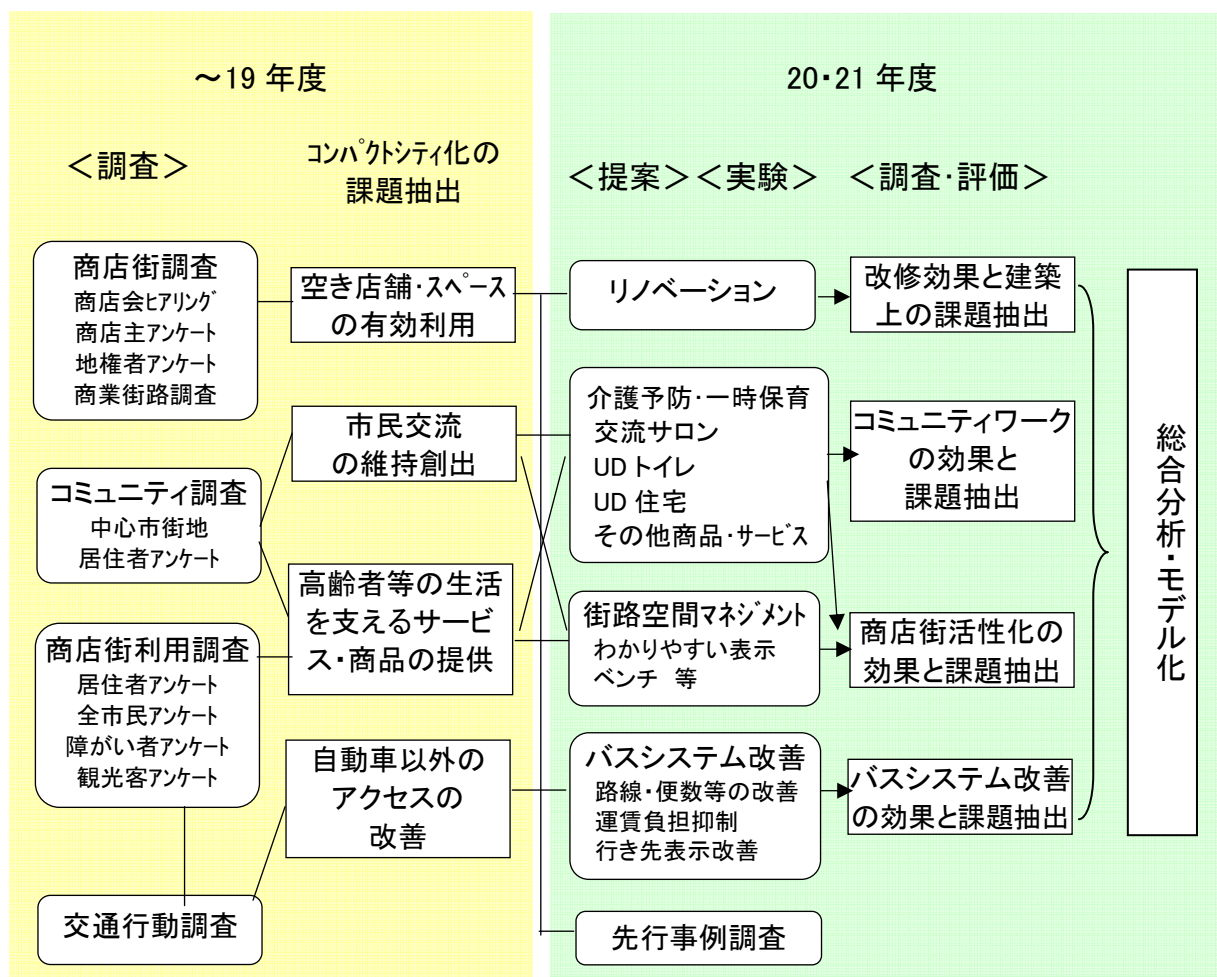
2) 事業・措置の集中実施の方針

① 調査事業、事業実施計画策定の先行的実施

区域内住民、商店主及び市内全域の住民を対象としたニーズ調査を行う「商業の活性化及び福祉のまちおこし調査研究事業」を実施。福祉拠点運営実験、商店街活性化実験やバス運行システム改善実験などを行い、より実態に即した効率的・効果的な事業実施に結びつける。

商業の活性化及び福祉のまちおこし研究事業

—コンパクトシティ化による福祉コミュニティ再生を目指して—

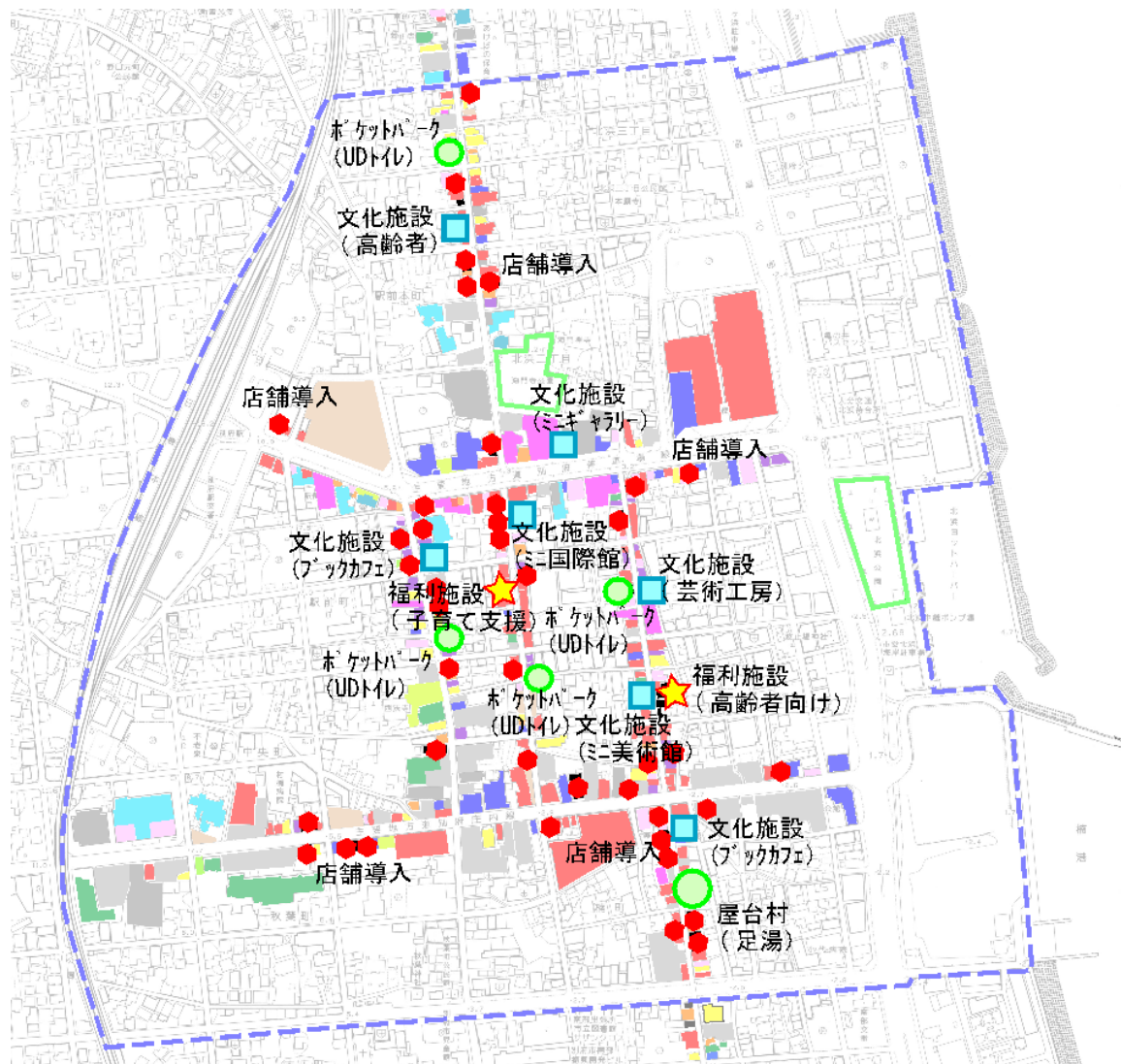


② 空き店舗の集中的・積極的利活用

本計画においては、商店街店舗数の30%近くを占める空き店舗の存在を最も大きな問題点ととらえるとともに、今後の活性化のための貴重な活用資源として考え、積極的かつ徹底的な利活用を図る事業を展開することとした。

空き店舗の利活用にあたっては、先ず所有者・地権者等について把握し、自己活用・賃貸・売却などの意向を調査する。一方で、空き店舗に賃貸入居して店舗を開業する希望者や文化施設等に利用する者を募集し、あっ旋等を行う。

■空き店舗活用・リノベーションのイメージ



(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整について

① 様々な主体の地域ぐるみでの取組み

(1) 活性化協議会を中心とした商店街経営者等の啓発活動等

活性化協議会を中心に、活性化に向けた啓発活動や協議の場を設置。各種団体との協議も引き続き進めていく。

(2) 大分大学との連携

商業の活性化及び福祉のまちおこし調査研究事業は、大分大学福祉科学研究センター、同経済学部との共同による調査研究事業として実施している。

(3) 独立行政法人 都市再生機構九州支社との連携

北浜地区再生整備調査事業検討にあたっては、都市再生機構九州支社へ支援の要請を行う予定としている。

(4) NPO団体による主体的取組み

・ NPO法人別府八湯トラスト

平成 13 年から地域資源を活かした「ハットウ・オンパク（温泉泊覧会）」と銘打ったソフト事業を展開しており、約 4,000 名の地域会員組織、100 以上のサービス事業者が主体となり、6 年間に様々なサービスプログラムを提供している。また、「わくわくラクダ」のブランド名で別府への移住希望者のネットワーク化を推進している。

・ NPO法人 BEPPU PROJECT

同法人は、別府市全域を舞台に現代美術展を中心とした音楽イベント、パフォーマンスアートフェスティバル、トークショー等を企画し開催する組織。別府市民が中心のメンバー構成で、別の市民グループとの連携により各企画を展開しており、その活動は全国のNPO団体との連携にまで広がりをみせている。

本計画において商店街の空き店舗を海外・国内芸術家・工芸家などによる居住滞在・制作の支援の場として活用する事業を実施することとしており、その前段として芸術フェスティバルを 2009 年に実施する。

